

3 月 1 6 日 (金)

(第 4 日 目)

## 平成24年第1回南関町議会定例会（第4号）

平成24年3月16日

午前10時00分開議

於 議 場

### 1. 議事日程

開会宣告

議事日程の報告

- 日程第1 議案第1号 南関町暴力団排除条例の制定について
- 日程第2 議案第2号 南関町報酬、意表弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第3 議案第3号 南関町消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第4号 南関町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第5号 南関町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第6号 南関町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第7号 南関町下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第8号 南関町浄化槽施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第9号 南関町公民館条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第10号 南関町立図書館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第11号 平成23年度南関町一般会計補正予算（第6号）について
- 日程第12 議案第12号 平成23年度南関町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第13 議案第13号 平成23年度南関町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第14 議案第14号 平成23年度南関町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第15 議案第15号 平成23年度南関町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第16 議案第16号 平成23年度南関町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第17 議案第17号 平成23年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第4号）について

- 日程第18 議案第18号 平成23年度南関町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第19 議案第19号 平成24年度南関町一般会計予算について
- 日程第20 議案第20号 平成24年度南関町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第21 議案第21号 平成24年度南関町公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第22 議案第22号 平成24年度南関町簡易水道事業特別会計予算について
- 日程第23 議案第23号 平成24年度南関町介護保険事業特別会計予算について
- 日程第24 議案第24号 平成24年度南関町介護サービス事業特別会計予算について
- 日程第25 議案第25号 平成24年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計予算について
- 日程第26 議案第26号 平成24年度南関町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第27 議案第27号 町道の路線廃止について
- 日程第28 議案第28号 町道の路線認定について
- 日程第29 議員派遣について
- 日程第30 委員会報告について  
「産業厚生常任委員会・陳情付託の件」  
平成22年6月議会から継続審査の分  
・陳情第10号 種鶏孵化場の臭気改善を求める陳情
- 日程第31 委員会報告について  
「産業厚生常任委員会・請願付託の件」  
・請願第1号 建設に働く仲間と地域経済を救うルールづくりに関する請願
- 日程第32 委員会報告について  
「産業厚生常任委員会・陳情付託の件」  
・陳情第1号 南の関うから館運営等に関する要望書
- 日程第33 委員会報告について  
「総務文教常任委員会・陳情付託の件」  
・陳情第2号 公的年金の改悪に反対する意見書提出を求める陳情
- 日程第34 委員会報告について  
「産業厚生常任委員会・陳情付託の件」  
・請願第3号 町保育園の25年度統合一園化撤回を求める請願書
- 追加日程第1 議員提出議案第1号 公的年金の改悪に反対する意見書（案）
- 追加日程第2 閉会中の継続審査について  
「産業厚生常任委員会・陳情付託の件」  
陳情第10号 種鶏孵化場の臭気改善を求める陳情

- 追加日程第3 閉会中の継続審査について  
「産業厚生常任委員会・請願付託の件」  
請願第1号 建設に働く仲間と地域経済を救うルールづくりに関  
する請願
- 追加日程第4 閉会中の継続審査について  
「総務文教常任委員会」
- 追加日程第5 閉会中の継続調査について  
「議会運営委員会」

2. 出席議員は次のとおりである。(11名)

- |             |            |
|-------------|------------|
| 1番 井下 忠俊 君  | 2番 境田 敏高 君 |
| 3番 打越 潤一 君  | 4番 鶴地 仁 君  |
| 5番 田口 浩 君   | 6番 島崎 英樹 君 |
| 8番 山口 純子 君  | 9番 橋永 芳政 君 |
| 10番 唐杉 純夫 君 | 11番 酒見 喬 君 |
| 12番 本田 眞二 君 |            |

3. 欠席議員なし

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名(12名)

- |                   |               |
|-------------------|---------------|
| 町 長 上田 数吉 君       | 会計管理者 北原 耕治 君 |
| 副町長 本山 一男 君       | 総務課長 堀 賢司 君   |
| 教育長 大里 耕守 君       | 福祉課長 坂井 智徳 君  |
| まちづくり推進課長 佐藤 安彦 君 | 建設課長 大木 義隆 君  |
| 教育課長 大石 和幸 君      | 住民課長 木村 浩二 君  |
| 経済課長 雪野 栄二 君      | 延寿荘長 福田 恵美子 君 |

5. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名(2名)

- 議会事務局長 松本 寛 君      書記 橋本 恵 君

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（本田眞二君） 起立。礼。おはようございます。お座りください。

これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

-----○-----

日程第1 議案第1号 南関町暴力団排除条例の制定について

○議長（本田眞二君） 日程第1、議案第1号、南関町暴力団排除条例の制定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 討論なしと認めます。

これから議案第1号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、議案第1号、南関町暴力団排除条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第2 議案第2号 南関町報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（本田眞二君） 日程第2、議案第2号、南関町報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 討論なしと認めます。

これから議案第2号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、議案第2号、南関町報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

### 日程第3 議案第3号 南関町消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（本田眞二君） 日程第2、議案第3号、南関町消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 討論なしと認めます。

これから議案第3号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、議案第3号、南関町消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

### 日程第4 議案第4号 南関町税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（本田眞二君） 日程第4、議案第4号、南関町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。  
質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 討論なしと認めます。

これから議案第4号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、議案第4号、南関町税条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

#### 日程第5 議案第5号 南関町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（本田眞二君） 日程第5、議案第5号、南関町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。10番議員。

○10番議員（唐杉純夫君） 平成24年度の第5号議案、介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてという件で質問をいたします。

南関町第5期介護保険条例の保険料改定について、12日にも一般質問をしましたが、それでも納得がいかないので取り上げます。23年度末の予備費は4,500万、基金は3,000万、予備費から基金に組み込まないならば7,500万になります。これは、平成21年から23年までの第4期介護保険料改定の単価が第3期の4,200円から4,890円まで、690円も上げられたために発生した金額であります。第5期では4,890円から100円アップの4,999円に提案されておりますけれども100円アップは予備費幾らに相当するか、一般質問の答弁によると1,000万ということでした。新たに増える小規模多機能施設とグループホーム、ツーユニットでの新たな介護保険料持ち出しは3,000万相当になるということで、その金額を基金から繰り出すということでございます。

しかし、これは今年から発生する金額であって第4期とは関係ありません。第4期の

690円アップの単価決定は明らかに取り過ぎだったということになります。第4期の単価決定を、かねてから私は木に竹を接いだ予算だと言ってきたところでありまして、これは給付予定者の人数が増加率がたかだか1%だったにもかかわらず第4期では一挙に17%も増える、そういう予算にしてしまったことに起因しておるわけでございます。

ところで、昨日の委員会でも頼んでおいたことでございますけれども、前回と同じ過ちを起こす可能性があるのは、平成23年度見込額がこれまでの18年から22年度までの給付実績推移が100万単位で871、867、863、875、892、100万、ほぼ横ばいなのに23年度見込みでは9億5,700万という突出した数値になっております。普通ではあり得ないのですけれども、この9億5,700万という数字を第5期にも同じ成長を遂げると見て単価決定をしているということでございますけれども、大丈夫かと、どういう根拠にこういう予定計上したものか、給付見込額を示していただきたい、そういうことでございます。まず、そこを質問いたします。

○議長（本田眞二君） 福祉課長。

○福祉課長（坂井智徳君） 唐杉議員の質問にお答えいたします。

この条例の提案につきましては24年度から第5期が始まるということで、その算定におきましては23年度の予算見込みということで実績を一応割り出しまして24年度、25年度、26年度の算定によりこの金額をお願いするということでご提案をさせていただいているところでございます。今、24年から25年度、26年度の標準の給付費額をお示しされたいということで、その金額につきましては一応計画の中におきまして24年度は標準給付費の見込額11億9,339万7,699円を見込んでいます。また、平成25年度におきましては12億1,274万8,541円という金額を見込んでおります。それから26年度につきましては12億3,214万1,430円を見込みまして第5期の総額を36億3,828万7,670円と見込んでいます。

これによりまして一応全国統一的なワークシート等によりまして最終的にこっこの介護保険料の標準月額という形で、4,990円をお願いしているところでございます。また18年度等から22年度まで、それから23年度におきます給付費の大幅な増額ということでございますけれども、23年度におきましては通所サービス、デイサービスですけれども、意外にサービスを受けられる方が多かったということで、そういうことでかなりの上昇になっております。その実績を見まして24年度に小規模多機能の3施設等が開設ということで、10番議員さんがおっしゃったように9,000万ぐらいの給付費が伸びるということで、それに対しまして基金の3,000万、それから予備の中での4,500万のうちから2,000万を繰り越しという形で入れており



ますので、最終的にはこの金額で第5期の介護保険料ということでご了解をいただきたいと思います。

○議長（本田眞二君） 10番議員。

○10番議員（唐杉純夫君） 金額というよりもですね、私は総務委員会では給付予定者、人数で調べてくれというて言うと思ったと思いますけど、その辺はそういった理解はしとんなはらんやった、金額じゃなくて予定の人数です、予定の人数の推移がこのような予算の変化になっておるけんですね、それば教えてもらいたいわけですよ。答えがちょっと違うけんが、よかですか。

○議長（本田眞二君） 福祉課長。

○福祉課長（坂井智徳君） 人数的にはちょっと詳細にはお答えができなくて申しわけございませんけれども、一応人数の予想としましては通所的なサービス人数は増加傾向にあるということで一応見込んでおります。

それから施設等の入所関係については、横ばいあるいは若干の減少傾向にあるという見込み数で一応この算定を行わせていただいているところでございます。

○議長（本田眞二君） 10番議員、3回目です。最後になりますので質問を簡潔にお願いします。

○10番議員（唐杉純夫君） 答えをもろとらんけんから何遍でんせなやんとたいな。今んとも答えじゃなつとらんやん。答えば言うてくださいよ。でなかと、おれたちゃ三遍しかされんとだから、困るやん。

利用者数は増えておらんならば単価は上がらんとよ、それはわかっとるでしょう。利用者数は上がっとるですか、ただニュアンスだけで言うてもらっちゃでけんじゃなかですか。それは、もう今度で3回目になるけんから、何か歯がいかばってんがですね、答えば言うてもらわんなら、おれたちゃ答えばもらうためにしよっとでしようが、質問ば。今んとは何ね、答えば言うとらんだっちゃ、やっぱあれからな、いかんのかな。どうですか、議長。

○議長（本田眞二君） もう一回だけ余分に付け加えることを許します。答弁も明確にお願いします。

○10番議員（唐杉純夫君） 人数ば言うてよ、人数がどげんなつとるかば。

○議長（本田眞二君） 暫時休憩します。

-----○-----  
休憩 午前10時14分  
再開 午前10時16分  
-----○-----

○議長（本田眞二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁の途中でしたので、これを続行します。福祉課長。

○福祉課長（坂井智徳君） それでは項目別に推計した人数を報告させていただきます。

介護保険関係の施設介護専用型のサービス利用者数ということで、介護保健施設でございます。介護保健施設につきましては、平成24年度が132、これは単位は「人」です。それから平成25年度が132人、平成26年度132人、これは横ばいということになります。

それから、居宅サービス関係ですけれども、標準的居宅サービスの利用者数ということで、平成24年度が428、25年度が439、平成26年度454です。

続きまして、介護保険サービスの居宅サービス関係ですけれども、訪問介護につきましてはこれは減の人数でございます。平成24年度が1,954人、平成25年度が2,012人、平成26年度が2,069人。

続きまして、訪問の入浴介護関係ですけれども、平成24年度が83人、平成25年度が94人、平成26年度が105人です。

訪問介護につきましては、平成24年度が372人、平成25年度が384人、平成26年度が395人と若干の増加傾向を示しているところです。

それから、訪問予防のリハビリ関係ですけれども、平成24年度48人、平成25年48人、平成26年47人、横ばいということで見込んでおります。

それから、居宅療養の管理指導ですけれども、24年、25年、26年、97人から98人ということで横ばいを見込んでおります。

それから、通所介護ですけれども、平成24年が2,448人、25年が2,495人、26年が2,544人と大幅な増加を見込んでいるところです。

それから、通所リハビリですけれども、24年1,457人、25年1,486人、平成26年1,515人と増加傾向を見込んでいるところです。

それから、短期入所ですけれども、24年354人、25年374人、26年392人、増加すると見込んでいます。

それから、短期入所の療養介護関係につきましてはほぼ横ばいということで、156名から157名を見込んでおります。

それから、特定入居者の生活介護ですけれども、73から74人ということで横ばいを見込んでおります。

それから福祉用具貸与ですけれども、24年1,064人、25年度が1,673人、26年度が1,741人、若干の増加傾向を見込んでいます。

それから特定福祉予防関係ですけれども、24年60人、25年72人、26年84人と増加傾向を見ております。

それから、地域密着型ですけれども、24年が162人、25年が169人、26年

が175人と増加傾向を見ているところです。

それから、小規模多機能ですけれども、24年度からの開設ということで26年まで一応延べ年間300人を見込んでおります。

それから、認知症関係、グループホームになります、これにつきましては24年から26年を483人ということで横ばいということで見込んでいるところです。

住宅改修につきましては、24年60人、25年84人、26年108人と増加傾向にあると推測しております。

それから、居宅介護の支援ですけれども、24年度が5,276人、平成25年度5,464人、26年度5,652人ということで増加傾向にあるということで見込んでいるところです。

それから、介護保健施設の施設サービス等につきましては、24年から26年まで720人ということで横ばいを見込んでいるところです。

老人介護の老人保健施設ですけれども、24年から26年まで3年間528人ということで横ばいを見込んでいるところです。

それから、介護の療養型の医療施設ですけれども、これにつきましては24年から26年まで年間336人を見込んでおりました横ばいということで、一応利用者数については以上のような推計でお示しをして介護保険料を決定したということでご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（本田眞二君） 10番議員。最後の質問です。完結してください。

○10番議員（唐杉純夫君） 人数ばざつと言うてもろたっちゃね、結局23年度の見込みでいっておるわけだから、21、22、23年の変化率に対して24年度がどうなるかということ言うてもらわんとです、数字だけじゃ意味がないとです。本当にやっぱり理解してもらいという気持ちで言うたらすとかがちょっと私はちょっとわからんとです。

これですね、ここに書いておるのはね一過性の要因が非常に強いと私は見ておるわけですよ。だから、一過性というのは長続きがしない、長続きがしないというか、その場その場の数字で言うておるといようなことになるわけですけれども、そういうことでいきますとですね、もうちょっと違ったデータになってもらいたいと思うわけですね。そうならないもんだから、ちょっと気がかりというか心配をしよるわけです。本当にそういう数字があるのならばもうちょっと、何と言いますか、一過性の数字にならないような方向が出ると思うんだけど、そういうふうになっていないんでちょっと気になっておるわけですね。それで、介護保険料というのは、とにかくずっとこれからも住民の皆さんの負託に応えるというふうなことでやっていかないかんこと

になるわけですがけれども、いい数字というかそういうものをですね活かしてやるべきだというふうに思っております。だから、決まってしもうたものはもうしょうがないというようなことにはなりませんけれども、以後はですね、そういうことのないような方向でやっていただきたいというように思っておるわけです。以上ですね。

私はこの単価というのがあまりにも数字がちょっと違いすぎるというか、そういうことがありますので、質問の3回目やけん、ここになつとか、今度はあの4,500万を介護保険料で直すと450円に相当するということですが、そのうち200円を単価に取り込んでも2,000万は取りつぶすことになるわけです。だから、その2,500万を予備費として入れるというようなことを考えておるかどうかということをやちょっと、また聞きます。はい、そういう聞き方をします。

○議長（本田眞二君） 福祉課長。

○福祉課長（坂井智徳君） 先ほど4,500万という形で2,000万を一応24年度の予算に繰り越すということでお話をさせていただいたんですけれども、後の2,500万の予備費をどうするのかというご質問だと思います。それにつきましては、やはりまだ介護保険の給付等の平成23年度におきます請求等がまだ確定をいたしておりません。そのために今年度の傾向につきましては給付費が非常に伸びているという状況にございますので、2,500万というのはあくまで不測の事態に備えまして、そのまんま23年度の予備費という形で残しておくということで、一応残りの2,000万については24年度に繰り越しをいたしますので、2,500万の予備費につきましては決算が終わりまして、その後9月にはっきりした金額を繰り越しという形でお示しをいたしていきたいというふうに考えております。

○議長（本田眞二君） ほかの方で質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 討論なしと認めます。

これから議案第5号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○10番議員（唐杉純夫君） 単価決定に対して。

○議長（本田眞二君） 10番議員。ただいまのちょっと前に討論はありませんかと私は

発言したと思いますが、討論の時点でどなたも討論なしだったと思いますが、それで今の時点で発言は許されません。異議なしだったと思いますが、このまま進めさせていただきます。

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、議案第5号、南関町介護保険条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第6 議案第6号 南関町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（本田眞二君） 日程第6、議案第6号、南関町営住宅管理条例の一部を改正する制定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 討論なしと認めます。

これから議案第6号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、議案第6号、南関町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第7 議案第7号 南関町下水道条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（本田眞二君） 日程第7、議案第7号、南関町下水道条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 討論なしと認めます。

これから議案第7号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、議案第7号、南関町下水道条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

**日程第8 議案第8号 南関町浄化槽施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について**

○議長（本田眞二君） 日程第8、議案第8号、南関町浄化槽施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 討論なしと認めます。

これから議案第8号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、議案第8号、南関町浄化槽施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

**日程第9 議案第9号 南関町公民館条例の一部を改正する条例の制定について**

○議長（本田眞二君） 日程第9、議案第9号、南関町公民館条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。  
質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 討論なしと認めます。

これから議案第9号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、議案第9号、南関町公民館条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第10 議案第10号 南関町立図書館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（本田眞二君） 日程第10、議案第10号、南関町立図書館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 討論なしと認めます。

これから議案第10号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、議案第10号、南関町立図書館設置及び管理に関する条例の一部を改正する

条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

**日程第 1 1 議案第 1 1 号 平成 2 3 年度南関町一般会計補正予算（第 6 号）について**

○議長（本田眞二君） 日程第 1 1、議案第 1 1 号、平成 2 3 年度南関町一般会計補正予算（第 6 号）についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 討論なしと認めます。

これから議案第 1 1 号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、議案第 1 1 号、平成 2 3 年度南関町一般会計補正予算（第 6 号）については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

**日程第 1 2 議案第 1 2 号 平成 2 3 年度南関町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）について**

○議長（本田眞二君） 日程第 1 2、議案第 1 2 号、平成 2 3 年度南関町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 討論なしと認めます。

これから議案第 1 2 号を採決します。



お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

議案第12号、平成23年度南関町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第13 議案第13号 平成23年度南関町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について

○議長（本田眞二君） 日程第13、議案第13号、平成23年度南関町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 討論なしと認めます。

これから議案第13号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、議案第13号、平成23年度南関町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第14 議案第14号 平成23年度南関町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について

○議長（本田眞二君） 日程第14、議案第14号、平成23年度南関町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 討論なしと認めます。

これから議案第14号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、議案第14号、平成23年度南関町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第15 議案第15号 平成23年度南関町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について

○議長（本田眞二君） 日程第15、議案第15号、平成23年度南関町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 討論なしと認めます。

これから議案第15号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、議案第15号、平成23年度南関町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第16 議案第16号 平成23年度南関町介護サービス事業特別会計補正予算

(第3号) について

○議長（本田眞二君） 日程第16、議案第16号、平成23年度南関町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 討論なしと認めます。

これから議案第16号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、議案第16号、平成23年度南関町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第17 議案第17号 平成23年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算  
(第4号) について

○議長（本田眞二君） 日程第17、議案第17号、平成23年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第4号）についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 討論なしと認めます。

これから議案第17号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、議案第17号、平成23年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第4号）については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第18 議案第18号 平成23年度南関町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

○議長（本田眞二君） 日程第18、議案第18号、平成23年度南関町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 討論なしと認めます。

これから議案第18号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、議案第18号、平成23年度南関町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第19 議案第19号 平成24年度南関町一般会計予算について

○議長（本田眞二君） 日程第19、議案第19号、平成24年度南関町一般会計予算についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。3番議員。

○3番議員（打越潤一君） 一般会計の79ページになります。7款の2項の3項、土木費の道路橋梁費、道路新設改良費の13節委託料の中の測量設計委託料の分でちょっとお尋ねしたいと思いますが。

この中で南関町の総合振興計画にはですね、米田大場線の道路改良工事の測量設計委

託料が上がっておりますが、ほかの地区はちょっと上がっているようですが、この分が上がってない、そこを副町長にちょっとお尋ねしたいと思います。

○副町長（本山一男君） お答えいたします。確かに総合振興計画の道路交通体系の整備ということで米田大場線、24年度に調査測量、用地取得ということで上がっております。議員もご承知のとおり、この路線は大牟田植木線から米田の原部分までのこの下がった所までの予定でございますけれども、この地域に最終処分場が予定されておりますし、その中で地域からもこの要求は上がっております。そういう中で、その中にも地区の公民館の新築というようなことも上がっておりますので、現在要望書は提出しております、県との協議の段階に入っております。法線等の問題もございますので、協議が整いそういうふうになりますなれば、補正でも計上ができるという形で今回当初予算は見送ったということです。以上です。

○議長（本田眞二君） 3番議員。よろしいですか。

○3番議員（打越潤一君） はい。わかりました。

○議長（本田眞二君） ほかにありませんか。6番議員。

○6番議員（島崎英樹君） 55ページです。3款の民生費ということで、2項児童福祉費、1目の児童福祉総務費です。委託料、子育て支援センターの業務委託料ということで、これは一般質問の中で議論いたしました。要望になりますけれども、あくまでも南関町の子供たちになります、実施主体、民間委託に移設するといっても町の子供たち、実施主体である町が責任を持っていただきたいということを要望しておきたいと思います。それに当たってですね、町長から一言ございますならばお願いしたいと思います。

○議長（本田眞二君） 町長。

○町長（上田数吉君） それは、やっぱり民間であろうと町だろうと同じ取扱いをしてまいると、その辺は十分責任を果たしたいと思います。

○議長（本田眞二君） 6番議員。できれば、要望という形でなく質問という形で完結してください。お願いします。

それでは、ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 討論なしと認めます。

これから議案第19号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、議案第19号、平成24年度南関町一般会計予算については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第20 議案第20号 平成24年度南関町国民健康保険特別会計予算について

○議長（本田眞二君） 日程第20、議案第20号、平成24年度南関町国民健康保険特別会計予算についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 討論なしと認めます。

これから議案第20号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、議案第20号、平成24年度南関町国民健康保険特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第21 議案第21号 平成24年度南関町公共下水道事業特別会計予算について

○議長（本田眞二君） 日程第21、議案第21号、平成24年度南関町公共下水道事業特別会計予算についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 討論なしと認めます。

これから議案第21号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、議案第21号、平成24年度南関町公共下水道事業特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第22 議案第22号 平成24年度南関町簡易水道事業特別会計予算について

○議長（本田眞二君） 日程第22、議案第22号、平成24年度南関町簡易水道事業特別会計予算についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 討論なしと認めます。

これから議案第22号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、議案第22号、平成24年度南関町簡易水道事業特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第23 議案第23号 平成24年度南関町介護保険事業特別会計予算について

○議長（本田眞二君） 日程第23、議案第23号、平成24年度南関町介護保険事業特別会計予算についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 討論なしと認めます。

これから議案第23号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、議案第23号、平成24年度南関町介護保険事業特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

#### 日程第24 議案第24号 平成24年度南関町介護サービス事業特別会計予算について

○議長（本田眞二君） 日程第24、議案第24号、平成24年度南関町介護サービス事業特別会計予算についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 討論なしと認めます。

これから議案第24号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、議案第24号、平成24年度南関町介護サービス事業特別会計予算については、原案のとおり可決されました。



-----○-----

日程第 2 5 議案第 2 5 号 平成 2 4 年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計予算について

- 議長（本田眞二君） 日程第 2 5、議案第 2 5 号、平成 2 4 年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計予算についてを議題にします。  
本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。  
質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

- 議長（本田眞二君） 質疑なしと認めます。  
以上で質疑を終わります。  
ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

- 議長（本田眞二君） 討論なしと認めます。  
これから議案第 2 5 号を採決します。  
お諮りします。  
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。  
従って、議案第 2 5 号、平成 2 4 年度南関町浄化槽整備推進特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 2 6 議案第 2 6 号 平成 2 4 年度南関町後期高齢者医療特別会計予算について

- 議長（本田眞二君） 日程第 2 6、議案第 2 6 号、平成 2 4 年度南関町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題にします。  
本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。  
質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

- 議長（本田眞二君） 質疑なしと認めます。  
以上で質疑を終わります。  
ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

- 議長（本田眞二君） 討論なしと認めます。  
これから議案第 2 6 号を採決します。  
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、議案第26号、平成24年度南関町後期高齢者医療特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

#### 日程第27 議案第27号 町道の路線廃止について

○議長（本田眞二君） 日程第27、議案第27号、町道の路線廃止についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。  
質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 討論なしと認めます。

これから議案第27号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、議案第27号、町道の路線廃止については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

#### 日程第28 議案第28号 町道の路線認定について

○議長（本田眞二君） 日程第28、議案第28号、町道の路線認定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。  
質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 討論なしと認めます。

これから議案第28号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、議案第28号、町道の路線認定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

#### 日程第29 議員派遣について

○議長（本田眞二君） 日程第29、議員派遣についてを議題にします。

お諮りします。

議員派遣の件については、お手元に配りましたとおり派遣することにしたいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、議員派遣の件は、お手元に配りましたとおり派遣することに決定しました。

-----○-----

#### 日程第30 委員会報告について

「産業厚生常任委員会・陳情付託の件」

・陳情第10号 種鶏孵化場の臭気改善を求める陳情

○議長（本田眞二君） 日程第30、委員会報告についてを議題にします。

産業厚生常任委員会に付託しました陳情第10号、種鶏孵化場の臭気改善を求める陳情について、委員長より審査結果報告書が提出されていますので報告を求めます。産業厚生常任委員会委員長、山口純子君。

○産業厚生常任委員長（山口純子君） おはようございます。

委員会報告をいたします。

南関町議会議長、本田眞二様。

平成24年3月16日。

産業厚生常任委員長、山口純子。

陳情審査報告書。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条の規定により報告します。

受理番号、陳情第10号。

付託年月日、平成22年6月21日。

件名、種鶏孵化場の臭気改善を求める陳情。

審査の結果、継続審査です。

委員会の意見としまして、9月以降に合同会議を計画しています。その結果次第で判断したいと考えております。

以上です。

○議長（本田眞二君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 討論なしと認めます。

これから陳情第10号を採決します。

お諮りします。

陳情第10号に対する委員長報告は継続審査とすることです。

委員長報告のとおり継続審査とすることに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（本田眞二君） 全員起立です。

従って、陳情第10号、種鶏孵化場の臭気改善を求める陳情は継続審査とすることに決定しました。

-----○-----

### 日程第31 委員会報告について

「産業厚生常任委員会・請願付託の件」

・請願第1号 建設に働く仲間と地域経済を救うルールづくりに関する請願

○議長（本田眞二君） 日程第31、委員会報告についてを議題にします。

産業厚生常任委員会に付託しました請願第1号、建設に働く仲間と地域経済を救うルールづくりに関する請願について、委員長より審査結果の報告書が提出されていますので報告を求めます。産業厚生常任委員会委員長、山口純子君。

○産業厚生常任委員長（山口純子君） 報告いたします。

南関町議会議長、本田眞二様。

平成24年3月16日。

産業厚生常任委員長、山口純子。

請願審査報告書。

本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第9

4条の規定により報告します。

受理番号、請願第1号。

付託年月日、平成23年6月16日。

件名、建設に働く仲間と地域経済を救うルールづくりに関する請願。

審査の結果、継続審査です。

委員会の意見としまして、近隣市町の動向を注視していきたいと思えます。

以上です。

○議長（本田眞二君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

2番議員。

○2番議員（境田敏高君） 今、近隣市町の動向を注視していると言われましたけれど、今この近隣にですね、どのくらいのルールづくりが上がっているのか、また採択されたところはどのくらいか、ちょっとお尋ねいたします。

○議長（本田眞二君） 2番議員に申し上げます。この前、申し合わせ事項をお配りしたと思えますが、審査の過程についての質問ならよろしいんですが、内容についてはお互いの申し合わせで、しないことになっておりますので、その点を考慮の上、質問をお願いします。

ただいまの質問は内容についてであったと思えますが。それでは、今のは答えなくて結構ですか。

○2番議員（境田敏高君） はい。いいです。

○議長（本田眞二君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 討論なしと認めます。

これから請願第1号を採決します。

お諮りします。

本件に対する委員長報告は継続審査とすることです。

委員長報告のとおり継続審査とすることに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（本田眞二君） 全員起立です。

従って、請願第1号、建設に働く仲間と地域経済を救うルールづくりに関する請願は継続審査とすることに決定しました。

暫時休憩します。10分ほど休憩します。

-----○-----

休憩 午前 11 時 00 分

再開 午前 11 時 09 分

-----○-----

○議長（本田眞二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

-----○-----

### 日程第 3 2 委員会報告について

#### 「産業厚生常任委員会・陳情付託の件」

#### ・陳情第 1 号 南の関うから館運営等に関する要望書

○議長（本田眞二君） 日程第 3 2、委員会報告についてを議題とします。

産業厚生常任委員会に付託しました陳情第 1 号、南の関うから館運営等に関する要望書について、委員長より審査結果の報告書が提出されていますので報告を求めます。

産業厚生常任委員会委員長、山口純子君。

○産業厚生常任委員長（山口純子君） 報告いたします。

南関町議会議長、本田眞二様。

平成 24 年 3 月 16 日。

産業厚生常任委員長、山口純子。

陳情審査報告書。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第 9 4 条の規定により報告します。

受理番号、陳情第 1 号。

付託年月日、平成 23 年 12 月 14 日。

件名、南の関うから館運営等に関する要望書。

審査の結果、一部採択とします。

委員会の意見としまして、施設利用料については正規の料金に変更することが望ましいと判断したが、入湯税についてはうから館の収益とは直接関係がないため、入湯税の半額は妥当性を欠くと判断しました。また、広告塔及び進入路の件に関しては議会に予算提案権がないため一部採択としました。

以上です。

○議長（本田眞二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○4 番議員（鶴地 仁君） 委員会の意見として下のほうの行に、広告塔及び進入路の件に関しては議会に予算提案権がないため一部採択としたとありますが、一部採択とした部分の説明をお願いします。わかりにくいんですけど。

○議長（本田眞二君） 内容がわからないということですので、再度自席よりもう一回説

明をお願いします。産業厚生常任委員長。

○産業厚生常任委員長（山口純子君） 利用料については採択ですけど、他の件についてはですね、やはり私たちへの提案権がないので、その部分だけを不採択、一部は不採択です。

○議長（本田眞二君） 2つの項目があって、一つとしてでは入湯税の引き下げのこと、もう一つはお客さんを増やすためのいろいろな要望関係であったろうと思いますが、入湯税に関しては現状維持、他のお客さんのところは提案権はないが要望を認めるという内容だったろうと思います。4番議員、どうぞ。

○4番議員（鶴地 仁君） 要するに半額の要望は駄目だということですか。

○産業厚生常任委員長（山口純子君） そうです。

○4番議員（鶴地 仁君） はい。わかりました。

○議長（本田眞二君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 討論なしと認めます。

これから陳情第1号を採決します。

お諮りします。

陳情第1号に対する委員長報告は一部採択とすることです。

委員長報告のとおり一部採択とすることに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（本田眞二君） 全員起立です。

従って、陳情第1号、南の関うから館運営等に関する要望書は一部採択とすることに決定しました。

-----○-----

### 日程第33 委員会報告について

「総務文教常任委員会・陳情付託の件」

・陳情第2号 公的年金の改悪に反対する意見書提出を求める陳情

○議長（本田眞二君） 日程第33、委員会報告についてを議題とします。

総務文教常任委員会に付託しました陳情第2号、公的に年金の改悪に反対する意見書提出を求める陳情について、委員長より審査結果の報告書が提出されていますので報告を求めます。総務文教常任委員長、唐杉純夫君。

○総務文教常任委員長（唐杉純夫君） 陳情審査報告書。

南関町議会議長、本田眞二様。

平成24年3月13日。

総務文教常任委員長、唐杉純夫。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第94条の規定により報告いたします。

公的年金の改悪に反対する意見書提出を求める陳情。

本件は採択です。高齢者の生活を守るために必要だというようなことで採択といたしました。

以上でございます。

○議長（本田眞二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 討論なしと認めます。

これから陳情第2号を採決します。

お諮りします。

陳情第2号に対する委員長報告は採択とすることです。

委員長報告のとおり採択とすることに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（本田眞二君） 全員起立です。

従って、陳情第2号、公的年金の改悪に反対する意見書提出を求める陳情は採択とすることに決定しました。

-----○-----

#### 日程第34 委員会報告について

「産業厚生常任委員会・請願付託の件」

・請願第3号 町保育園の25年度統合一園化撤回を求める請願書

○議長（本田眞二君） 日程第34、委員会報告についてを議題とします。

産業厚生常任委員会に付託した請願第3号、町保育園の25年度統合一園化撤回を求める請願書について、委員長より審査結果の報告書が提出されていますので報告を求めます。産業厚生常任委員会委員長、山口純子君。

○産業厚生常任委員長（山口純子君） 報告いたします。

南関町議会議長、本田眞二様。

平成24年3月16日。



産業厚生常任委員長、山口純子。

請願審査報告書。

本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条の規定により報告します。

受理番号、請願第3号。

付託年月日、平成24年3月9日。

件名、町保育園の25年度統合一園化撤回を求める請願書。

審査の結果、不採択とします。

委員会の意見としまして、町保育園は平成21年度に民営化することが望ましいとの民営化検討委員会の答申を受けて、平成19年11月8日、町長は民営化指針を議会に示し、議会もこれを同意した。そして、平成23年6月議会の一般質問に対する答弁でも、町長は平成25年4月には統合したいと述べている。また、同年11月4日の民営化検討委員会の答申は、統合時期は平成25年4月1日とすることが望ましいとしている。民営化計画は町立保育園保護者連合会に平成18年より何回も状況の説明が行われてきている。また、三者懇談会（町、法人、各園の保護者代表）では、請願書の提出者である第一保育園の保護者代表も出席され、白熱した審議を重ねてきた経緯もあって、保育園の民営化・統合計画は十分な協議がなされている。なお、第4次南関町行政改革大綱においては、第一保育園のこどもの丘保育園との統合を推進するとの政策目標も掲げられている。

以上の理由により、不採択とします。以上です。

○議長（本田眞二君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。4番議員。

○4番議員（鶴地 仁君） まず、園児数の将来の予測数ですね、これについて十分調査、議論されたのかどうか。去年の「議会だより」23年6月定例会号では180人定員で180人が通園している。町内161人、これは町外は19人ということになりますが、第一保育園59人、単純に足すと239人で定員オーバーになるということで島崎議員が質問されています。このような状況でいくとですね、定員オーバーがしばらく続くのではないかと思われま。そういったところを保護者の方は非常に心配されております。定員180人、それから15%増しのだったですか200ちょっとは対応可能ということですが、定員はあくまでも180人です。

今の状況ならば、去年の6月号で「議会だより」に書いてありますとおり定員オーバーになる危険性が非常に大きい、その辺の園児数の将来予測、そういったものも非常に検討してこの審査結果を出されたのかどうか、まずそこから委員長に質問したいと思えます。

○議長（本田眞二君） ただいまの質問の中で内容についてはお互いの申し合わせで答え

なくていいということになっていますので、審査過程においてのみ答弁をお願いします。産業厚生常任委員会委員長。

○産業厚生常任委員長（山口純子君） 記載のとおりでございます。協議いたしました結果は、このように私たちの意見書に書いてあるとおりでございます。

○議長（本田眞二君） 4番議員。

○4番議員（鶴地 仁君） この請願はですね、出されたときに署名運動をされていますね、単にこの署名運動は統合反対ということではなく、あまりにも大きい人数、それから待機者が出てくるのではないかという心配をされております。そういったところで請願も出されておりますね、署名運動は1,700人署名をいただいたというふうに聞いております。

○議長（本田眞二君） 4番議員。今は質疑の時間です。討論の場で発言されることとですね、質疑の場での質問の内容とは当然変わってくるものと思われまますので、質疑に集中してください。

○4番議員（鶴地 仁君） はい。わかっております。それで、この1,700人もの重さをですね、十分検討されたのかどうか、その辺も加えて質疑をいたします。

○議長（本田眞二君） 産業厚生常任委員会委員長。

○産業厚生常任委員長（山口純子君） 私たちの委員会には、その重さも何も受け取っておりませんし、その重さというのは、東京とかいろんな署名があつていること、いろんな友達関係をされていることのその重要さは私たちは理解できなかったのです。書類を提出していません、私たちはその署名はここに受け取っておりません。その重要度、重要性というのはいろんな形で私たちも聞き取りをしました結果、いろんな形で署名運動をされていることを私も目視いたしました、うから館、ビッグオーク前で。しかし、理解されずに書いたという方々にも私たちはいろんなことを聞きましたけど、その重視というのはどういうことでしょうか。

○議長（本田眞二君） 内容についてのお互いのやりとりはやめてください。審査過程においての質問だけにとどめてください。4番議員、もうよかですね。はい。6番議員。

○6番議員（島崎英樹君） それでは、委員長にお尋ねをいたします。議長のほうから何回もありましたので委員会の審査の過程ですね、これをお尋ねをいたします。請願を受け取られて産業厚生委員会には山口委員長をはじめ5人おられます。5人の方々がそれぞれ、もう不採択だと、請願を受け取られてすぐ不採択と決められたかどうか、課程がどういう意見が出たのか、お尋ねをしたいと思います。つまり、少数意見があつたのかどうかというのをお尋ねします。

○議長（本田眞二君） 産業厚生常任委員会委員長。

○産業厚生常任委員長（山口純子君） 慎重審議いたしました。

- 議長（本田眞二君） はい。6番議員。
- 6番議員（島崎英樹君） 詳しくお尋ねしたいと思いますが、慎重審議というのではちょっとわかりません。
- 議長（本田眞二君） 産業厚生常任委員会副委員長。
- 産業厚生常任副委員長（橋永芳政君） 委員会ではですね、何回となくこの件が出まして協議を行ったわけでございます。各委員それぞれが自覚を持ちながらですね、いろんな形の中で保護者の方にお会いしたり、こどもの丘に行ったりですね、そういうことで調査をしております。それで、この内容たるやそれについて各委員から質問があるのはおかしいと思いますが、これでそういうことであれば、これが妥当なのか何なのか審議をして最終的には賛成反対で決めないかとじゃなかつたでしょうか。これはいくら内容を言っても同じことじゃなかつたですか。これは一般質問と変わらんごたふうな質問の仕方じゃおかしかじゃなかつたですか。各委員会を尊重してから、結果に関しては尊重してからするような形で申し合わせもしておるわけでしょうが。それば一つ一つ問題を上げてですよ、ああだ、こうだと言うのはおかしかじゃなかつたですか。お宅たちもですね、そんなら老人を守るためというようなことであれば私たちは一つも言わんじゃなかつたですか。おかしかですよ。
- 議長（本田眞二君） 副委員長、審査過程だけにとどめてください。6番議員。
- 6番議員（島崎英樹君） 大変重要なことですのでお尋ねをしておるわけです。少数意見が全くなかったのかどうかということです。すべてが最初から請願書を受け取られた5人の委員の方が、これは不採択だよと決められたのかどうかということをお尋ねしています。少数意見についてはですね、委員会の報告の中ではありましたら書くのが誠実な書き方ですよ。いかがですか。
- 議長（本田眞二君） 産業厚生常任委員会副委員長。
- 産業厚生常任副委員長（橋永芳政君） 委員会の中でいろんな人から意見が出ました。その意見についてはこういって、第4次行政改革にももう載っておるといようなこと、それと保護者の代表の方々も平成18年のこれを審議するにはこういった資料を各委員に配ってですよ、審議をしていただいたといようなことでございます。22年3月23日に第8回の三者懇談会が行われております。その議事録を持っておりますけれども、こういった中でですね、子育て支援センターのそういった中で協議をされていると、その中にはですよ、もちろん統合保育園についても何ですが、新役員紹介の中で第一保育園、これは先生かな、代表者ですね●●さん、第二保育園が●●さん。
- 議長（本田眞二君） 個人名はやめてください。
- 産業厚生常任副委員長（橋永芳政君） そういってですね、内容ば聞きこらすけん

言うたい。

○議長（本田眞二君） 内容についてもやめてください。

○産業厚生常任副委員長（橋永芳政君） それで、統合保育所に係る三者懇談会保護者代表委員会の名簿の中にうたってあります。そういった中で各委員もこういった資料を見て判断をしたというようなこととございます。これを見て意見を述べられたのが、これは不採択だというようなことで各委員が述べられました。  
以上です。

○議長（本田眞二君） 6番議員。

○6番議員（島崎英樹君） お尋ねします。委員長のほうから慎重審議というのを重ねていわれました、慎重審議。今回の請願には、鶴地議員が紹介議員として載っておられます。また、請願者として第一保育園の保護者会の代表の方がおられます。紹介議員のお話、または保護者の方からのお話、正式な委員会の場で聞かれましたか、慎重審議なら、どうですか。

○議長（本田眞二君） 産業厚生常任委員会委員長。（「両方からこうこう言いよったって水かけ論でしょうが」との声あり）

○産業厚生常任委員長（山口純子君） こんな答えなんですか。

○議長（本田眞二君） 呼んだか呼んばんだったかだけ教えてください。産業厚生常任委員長。

○産業厚生常任委員長（山口純子君） 呼んでおりません。

○議長（本田眞二君） はい。6番議員。

○6番議員（島崎英樹君） それで慎重審議と言われますか、いかがですか。（「ちょっとおかしかですよ、このやり方は」との声あり）

○議長（本田眞二君） 感情的な内容に入っていますので、ここで質疑を止めたいと思いますがよろしいですか。討論の場で内容についてはお互い述べあってください。冷静に議論をする場ですから。質疑を打ち切ります。いいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

討論がありますので、発言を許します。まず、原案に反対者の発言を許します。4番議員。

○4番議員（鶴地 仁君） まずは第一保育園の統合に関するアンケート調査が平成23年11月になされております。その時に90%の人が存続をしてほしいという意見、それから選択肢として残すべき、あるいは子供の性格に合った保育方針をとということで不満を述べられております。そういった非常に心配されたこと、それから先ほど質問の中で言いましたとおり、園児数の予測、そういったものも含めてですね、やはり

これは急いで決定するようなものではないと思います。

請願の内容ではですね、統合を拙速に平成25年度と決めることなく、事業の展開を見守り、数年間の状況を見て判断するのが望ましいと思いますというようにですね、はなから反対されているわけでもなく、この定員数の問題、待機者が出るんじゃないかという心配を非常になさっておるわけです。そういう中で1,700人もの署名を取られておる。だから、保護者を集めての全協なりで審議するとか少なくともそういったことをすべきだと思います。特に、園児数の予測あたりですね、今後二、三年後まではどのくらいになるような予測と、待機者が出る恐れが非常になると、そういったところの検討も十分されるべきだと、それを門前払いのごとく不採択というのは納得できません。

以上です。

○議長（本田眞二君） 次に原案に賛成の発言を許します。（「おれどんは、賛成ばしとるとだけん、しません。」との声あり）これでうちきります。（「賛成がないのはおかしい、おかしいですよ。賛成がないなら、全部反対じゃないんですか。」「そがんかつのあるかね、うちきりとかあるかね。」「交互にやっっていくから他の」との声あり）ちょっと待って下さい。私の今の発言は撤回して下さい。そこのところで時間を止めてください。

暫時休憩してください。

-----○-----

休憩 午前11時36分

再開 午前11時41分

-----○-----

○議長（本田眞二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

討論の途中でしたのでこれを続行します。

先ほど反対者の発言を許しましたが、次に原案に賛成の発言を許します。

8番議員。

○8番議員（山口純子君） 私は不採択理由は述べましたので、以上です。

○議長（本田眞二君） 次に、反対者の発言を許します。

○2番議員（境田敏高君） この保育園の問題ですけど、これは2015年は国は総合子ども園という考えを持っておりまして、これをもしされたら、市町村は多分保育実施義務、これは児童福祉法の24条、あれは削除されるようになっております。これはですね、これをされると保護者の方はものすごく心配されると思うとですよ。直接ですね、保育園といやあの、幼稚園と契約せんといかんごとになりますから、やっぱり、そういうのを慎重に審議されてですね、もう少し時間が私はかければよかったと思

ますけど、それで一応反対いたします。

○議長（本田眞二君） 次に、原案に賛成の発言を許します。9番議員。

○9番議員（橋永芳政君） 保育園の予定者、24年度の新入園児の人数を調べましたんですが、ここに書いてあるようなことで、将来にオーバーというふうなことは私たちが調査した結果はございませんでした、定員オーバーというのはですね。あそここのどもの丘で260人が限度というようなことは前回、あそこが建ったときにそういうことは言うておりましたので、その頭がございましたので、大体24年度の3月6日現在で調べましたんですが、現在0歳がどもの丘が10人ですね、その中で1人が町外者と。それと、第一保育園が5人、合わせまして15名、0歳児がですね。そして1歳からいろいろありますが、大体集計をしてみますと185名がどもの丘です。その中で13名が町外ですね、そして第一保育園には町外の方はおられません、63名というようなことで248名でございますので、260からすれば12名の余裕があるというようなこともございます。そういった形ですね、ここに書いてありますようなことは起こらんという判断をしました。

そして、5年間の猶予というようなことで5年間を区切ってありますけれども、これがもしそういうことであればですね、区切らんでもよかつじやなかろうかという判断もいたしました。それで、これは長くなりますので、以上のような形ですね、ここにも記載もしてございますし、境田議員が言いましたんですが、25年度頃から統合保育園というようなことで幼稚園も幼児園も保育園も一緒になるというようなことで載っておりますが、これをよく調べてみますと、それがなったときには、もう国からの補助は町には出しませんと、民営化されたところにしか出しませんよというようなことで載っております。そうなりますと、将来的に、例えば例を挙げますと、どもの丘で2万円で、1人当たり2万円で済むなら、なら町で公営でしておる場合は1人当たり5万円かかったと、そういうアンバランスな財源の使い方になると思いますので、そういうことはちょっとおかしいんじゃないかと思うので、賛成をいたします。不採択に賛成です。

○議長（本田眞二君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

○6番議員（島崎英樹君） 私は反対の立場で意見を申し上げます。

この問題ずっと長く議論がなされてきたということでございますが、今回は議会を頼って保護者の方々1,700の署名が集まったわけでございます。行政の側からずっと統合統合ということでずっとアクセルを踏んできた、スピードを緩めずやってきた。議会がここでチェック機能を、ブレーキを掛けずして保護者の声、町民の声が町政に反映できると思いますか。私は思いません。今回、反対するのは1,700ですよ、1,700の署名が集まっておるわけです。保護者の方々、お子さん、小さいお子さんを

抱えて寒い中一所懸命頑張ってこられた、その思いを私たちは考えなきゃならないと思います。最後の砦で議会を頼っておられるわけです。執行部に言っているんじゃないんです、産業委員会に言っております。その判断をぜひしなきゃならない、議会の良識ある判断をしなきゃならないと思います。執行部からこれはクエスチョンは出せません。議会がクエスチョンを出さなきゃ。

○議長（本田眞二君） 6番議員。ただいまの発言の中に産業厚生常任委員会に対して失言をされたので除外することを求めますが、いかがですか。

○6番議員（島崎英樹君） それは失礼しました。感情的になったところがありました。失礼しました。（「謝れぴしゃっと。」「本当よ。これはおかしいよ。」「意見が出たとは、おっどんが・・・」の声あり）

○議長（本田眞二君） 静粛をお願いします。（「謝罪をしました」との声あり）あくまで議論の場ですから、感情的になっても何も深まりません。議論の場ですから。6番議員、発言を続けてください。

○6番議員（島崎英樹君） 議会として、最後の砦として議会をすがってこられた1,700の思いがあるわけです。これを軽々に慎重審議がなされておらないと私は思いましたので、今回は反対をいたします。

○議長（本田眞二君） 次に、原案に賛成の発言を許します。

○3番議員（打越潤一君） 私はこどもの丘保育園あたりですね、この間卒業式とかあたりを、発表会とか見てからですね、やっぱり、0歳3歳、そういう3歳から5歳、やっぱりそこあたりの発表あたりを見てみますと、先生たちも若いながらも一所懸命子供たちのことを思っているというようなことで、アンケートあたりをちょっと一部見てみましたが、その批判というかそこあたりをされているのを見るとですね、何かこどもの丘を批判されているというようなことのアンケートを見まして、やっぱりそういう批判じゃなくて、内部のことをいってもらえばそれでいいんですけども、そういう先のことの批判というか、そこあたりを求められて、やっぱりこどもの丘のそういう発表の内容を見ておりますと、早く統合して小学校も同じ先生に通うというようなことになれば同じレベルに、保護者からみれば通園に親が送らなければいけないというような欠点もございしますが、そのような、先ほども述べましたような観点から申しましてそのほうが良いと思ひまして、不採択のほうに賛成いたしました。

○議長（本田眞二君） 次に原案に反対者の発言を許します。10番議員。

○10番議員（唐杉純夫君） 私はこの原案に反対というか、委員会の審査の結果に対してちょっと質問をしたいことがあります。

○議長（本田眞二君） 質問ではありません。反対の討論だけです。

○10番議員（唐杉純夫君） これはもう長くなって、長くなってというか、とにかく反

対します。ちょっと考え方が間違っているというふうに思いますので、反対いたします。

以上です。

○議長（本田眞二君） そろそろ意見も出尽くしたようですが、この辺でうち切りたいと思います。いかがですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 以上で討論を終わります。

これから請願第3号を採決します。

お諮りします。

請願第3号に対する委員長報告は不採択とすることです。

委員長報告のとおり不採択とすることに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（本田眞二君） 起立多数です。

従って、請願第3号、町保育園の25年度統合一園化撤回を求める請願書は不採択とすることに決定しました。

-----○-----

○議長（本田眞二君） お諮りします。

ただ今、議会議員唐杉純夫君ほかから議員提出議案第1号、公的年金の改悪に対する意見書（案）についてなど5件が提出されました。

これらを日程に追加し、追加日程第1号から追加日程第5号として議題にしたいと思えます。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、議員提出議案第1号、公的年金の改悪に反対する意見書（案）など5件を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

職員に議案の配付をさせます。

配付漏れはありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 配付漏れなしと認めます。

事務局長に議案名の朗読をいたさせます。

○議会事務局長（松本 寛君） 〔議案書朗読〕

-----○-----

追加日程第1 議員提出議案第1号 公的年金の改悪に反対する意見書（案）



○議長（本田眞二君） 追加日程第1、議員提出議案第1号、公的年金の改悪に反対する意見書（案）についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。事務局長。

○議会事務局長（松本 寛君） 朗読いたします。

議員提出議案第1号、平成24年3月16日。

南関町議会議長、本田眞二様。

提出者、南関町議会総務常任委員会委員長 唐杉純夫。

公的年金の改悪に反対する意見書（案）

厚生労働省は特例水準を解消するとして、3年間で2.5%の年金引き下げを行うとしております。当時、政府は高齢者の生活実態と経済への悪影響を考慮して年金額を据え置いたものであり、適切な措置であったと思います。しかるに、今回、高齢者を取り巻く状況は当時と比較してもますます厳しさを増しているにもかかわらず、特例水準対象2.5%削減を強行することが高齢者の生活を守る立場からも地域経済を活性化する立場からも認めることはできません。

以上の趣旨にかんがみ、次の事項の実現を強く求めます。

1、公的年金の特例水準2.5%削減は行わないこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

熊本県南関町議会

内閣総理大臣 野田佳彦殿

厚生労働大臣 小宮山洋子殿

以上であります。

○議長（本田眞二君） お諮りします。

本件については、会議規則第39条第2項の規定によって趣旨説明を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、議員提出議案第1号については趣旨説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 討論なしと認めます。

これから議員提出議案第1号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 全員起立です。

従って、追加日程第1、議員提出議案第1号、公的年金の改悪に反対する意見書（案）については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

追加日程第2 閉会中の継続審査について

「産業厚生常任委員会・陳情付託の件」

・陳情第10号 種鶏孵化場の臭気改善を求める陳情

○議長（本田眞二君） 追加日程第2、閉会中の継続審査の件を議題にします。

産業厚生常任委員会委員長から、目下、委員会において審査中の陳情第10号の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました申出書のとおり閉会中の継続審査申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

-----○-----

追加日程第3 閉会中の継続審査について

「産業厚生常任委員会・請願付託の件」

・請願第1号 建設に働く仲間と地域経済を救うルールづくりに関する請願

○議長（本田眞二君） 追加日程第3、閉会中の継続審査の件を議題にします。

産業厚生常任委員会委員長から、目下、委員会において審査中の請願第1号の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました申出書のとおり閉会中の継続審査申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

-----○-----

追加日程第4 閉会中の継続調査について

「総務文教常任委員会」

○議長（本田眞二君） 追加日程第4、閉会中の継続調査の件を議題にします。

総務文教常任委員会委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました第4次行政改革について、閉会中の継続調査申し出があります。  
お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

追加日程第5 閉会中の継続調査について

「議会運営委員会」

○議長（本田眞二君） 追加日程第5、閉会中の継続調査の件を議題にします。

議会運営委員会委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査申し出があります。  
お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。  
以上で、本会議に付議されました案件はすべて終了しました。  
お諮りします。

会議規則第45条の規定によって、議決事件の字句の整理を議長にご一任いただきたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、会議規則第45条の規定によって処理することにいたします。  
これで、平成24年第1回南関町議会定例会を閉会します。起立。礼。  
お疲れさまでした。

-----○-----

閉会 午後0時01分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

南関町議会議長

南関町議会議員

南関町議会議員

南 関 町 議 会 会 議 録  
平 成 2 4 年 第 1 回 定 例 会

平成24年6月発行

発行人 南 関 町 議 会 議 長 本 田 眞 二

編集人 南 関 町 議 会 事 務 局 長 松 本 寛

作 成 株 式 会 社 ア ク セ ス

電 話 (096) 372-1010

南 関 町 議 会 事 務 局

〒861-0898 熊本県玉名郡南関町大字関町 1316

電 話 (0968) 53-1111